

武蔵野市下水道事業審議会設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市下水道事業審議会設置条例（令和7年12月武蔵野市条例第93号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともに選任されていないとき又は事故があるとき若しくは欠けているときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部下水道課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。